

福祉施設通所費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	・障害者総合支援法等に基づく施設に通所する人、及び障がいの状況により単独に通所できない人またはその介護者
知的障がい	A・B1・B2	※ただし生活介護については、日当たりの工賃平均額が3千円を超える事業者が提供するサービスに限る。
精神障がい	1～3級	・児童福祉法に基づく施設に通所する人、及び障がいの状況により単独に通所できない人またはその介護者 ※ただし、利用負担上限額が0円の児童のみ。 ・地域活動支援センター等に通所する人
[留意事項]		

◆説明

施設等に通所(通園)する人に対し、交通費を助成します。
 施設(事業所)が送迎サービスを提供している場合は助成しません。
 ※児童については所得制限があります。
 ※通所予定の施設(事業所)が通所費の対象となるかは直接障害福祉課またはこども支援課までお問い合わせください。

◆手続(申請)先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400
 (申請は施設と連絡して行ってください)

◆手続に必要なもの

- ・申請書
 ※まず通所経路を申請してください。
- ・印鑑(自署の場合は不要)
 ※申請書を提出した月以降の決定となります。遡っての助成は行わないため、ご注意ください。
- ※助成は事業所を通じて3ヶ月分(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)をまとめて行います。

スポーツ・レジャー施設使用料金の減免

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]
減免される施設は以下の5つ

- ・総合体育館
- ・弓道場
- ・市民体育館
- ・市民温水プール
- ・知明湖キャンプ場

◆説明

総合体育館・弓道場・市民体育館・市民温水プール

当該施設を障がい者が使用する場合は、半額になります(障害者手帳の提示が必要)。
当該障がい者の介助のため、障がい者1名につき原則1名の介助者が使用する場合は、無料となります。
ただし、65歳以上の人については障害者手帳をお持ちでなくても半額となり、65歳以上であることによる減免と障害者手帳の減免とは併用することができません。

知明湖キャンプ場

当該施設を障がい者が使用する場合は、使用料(貸出寝具使用料を除く)を免除します。
当該障がい者1名につき2名までの介助者が当該施設を使用する場合も免除します。
施設使用許可申請書提出の際、障害者手帳等、障がいを証する書類を提示して下さい。

◆手続(申請)先

総合体育館・弓道場	TEL 072-759-9712
市民体育館	TEL 072-793-1888
市民温水プール	TEL 072-755-0257
知明湖キャンプ場	TEL 072-734-6747

◆手続に必要なもの

- ・障害者手帳等障がいを証する書類

文化施設使用料金の減免

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
[留意事項] 減免される施設 川西市郷土館		

◆説明

当該施設を障がい者が使用する場合は、半額になります(障害者手帳の提示が必要)。
 当該障がい者の介助のため、障がい者1名につき原則1名の介助者が使用する場合も、半額になります。
 ただし、65歳以上の人については障害者手帳をお持ちでなくても半額となり、65歳以上であることによる減免と障害者手帳の減免を併用することはできません。

◆手続(申請)先

川西市郷土館 TEL 072-794-3354

◆手続に必要なもの

・障害者手帳
 ※事前の手続き、申請は不要。入館時に障害者手帳を提示。

自動車運転免許取得費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	運転免許を新規に取得し、就労等が見込まれる人
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]
免許取得以前から身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている必要があります。

◆説明

障がい者の社会活動への参加と自立の促進を図ることを目的として運転免許取得費の助成をするものです。

<対象となる免許の種類>

- ・普通自動車
- ・普通自動二輪車

<助成額>

自動車運転免許取得に直接要した経費の2/3以内とし、100,000円を限度とします。

*運転免許取得後1ヶ月以内に手続きをしないと助成を受けることができません。

*事前申請は不要です。

◆手続（申請）先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

◆手続に必要なもの

- ・運転免許取得に要した費用を証明する書類
- ・運転免許証のコピー
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑（自署の場合は不要）
- ・障がい者本人名義の通帳

自動車改造費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	上肢、下肢、体幹機能障害に限る

[留意事項]
 就労等のため自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要のある人
 ※所得制限があります。
 ※改造前に事前に申請が必要です。

◆説明

自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費で100,000円を限度とします。

◆手続（申請）先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

◆手続に必要なもの

<事前申請時>

- ・改造費用見積書
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・車検証
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請書

<改造後>

- ・改造完了届
- ・改造完了証明
- ・請求書

重度障害者等タクシー料金助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	肢体(1・2級)、視覚(1・2級)、内部機能障がい者(1級)に限る
知的障がい	A	
[留意事項] 施設(養護老人ホーム等)に入所していない人、入院していない人		

◆説明

電車・バス等の交通機関を利用することが困難な重度障がい者(児)が移動手段としてタクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成します。

また、助成制度を利用できるのは、本市と契約のあるタクシー会社に限定されます。

※利用できるタクシー会社、連絡先等は、助成利用券に記載しています。

<助成方法>

年48枚を限度として、タクシー料金助成利用券を交付します(交付は申請のあった翌月からになります)。

※こちらの交付を受けた場合は、リフト付寝台タクシー料金助成と川西市高齢者外出支援サービスを受けられません。

川西市高齢者外出支援サービスで受け取られたタクシー券は地域福祉課に返却してください。

※利用者が死亡したとき、他市に転出したとき、施設に入所したとき、利用券が不要になったとき、有効期限が過ぎたときは、助成利用券を速やかに返還してください。

◆手続(申請)先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請書

◆関連する項目

リフト付寝台タクシー料金助成(P49参照)

川西市高齢者外出支援サービス(地域福祉課)

リフト付寝台タクシー料金助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	肢体(1・2級)、視覚(1・2級)、内部機能障がい者(1級)で外出時の移動手段として常時車いすを必要とする人
知的障がい	A	外出時の移動手段として常時車いすを必要とする人

[留意事項]
施設(養護老人ホーム等)に入所していない人、入院していない人

◆説明

重度障がい者(児)で常時車いすを利用している人がリフト付寝台タクシーを利用した場合、その費用の半額(ただし、5000円を上限額とする)を助成します。料金体系は会社によって異なりますので、利用する場合は必ず事前に問い合わせをしてから予約してください。

また、助成制度を利用できるのは、本市と契約のあるタクシー会社に限定されます。
※利用できるタクシー会社、連絡先等は、助成利用券に記載しています。

<助成方法>

年48枚を限度として、タクシー料金助成利用券を交付します(交付は申請のあった翌月からになります)。

※こちらの交付を受けた場合は、重度障害者等タクシー料金助成と川西市高齢者外出支援サービスを受けられません。

川西市高齢者外出支援サービスで受け取られたタクシー券は地域福祉課に返却してください。
※利用者が死亡したとき、他市に転出したとき、施設に入所したとき、利用券が不要になったとき、有効期限が過ぎたときは、助成利用券を速やかに返還してください。

◆手続(申請)先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請書

◆関連する項目

重度障害者等タクシー料金助成(P48参照)
川西市高齢者外出支援サービス(地域福祉課)

障害者住宅改造費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	

[留意事項]
 ※所得制限があります。
 ※昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅については、耐震診断を受けてください。
 ※障がいの状態によっては助成が受けられない場合がありますので事前にご相談ください。

◆説明

障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように住宅の増改築・改造費用を助成します。

<助成額>

住宅の増改築、改造に要した経費で、合計1,000,000円を限度額とします。
 また、世帯の生計中心者の所得税額等により、対象経費に助成率を乗じた金額を助成します。
 ※世帯の生計中心者の所得税額等により、助成が受けられない場合もあります。

◆手続（申請）先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400

*65歳以上の人は窓口が異なりますので、担当課にお問い合わせください。

・介護認定がある場合

市役所1階 福祉部 介護保険課 TEL 072-740-1148

・介護認定がない場合

市役所1階 福祉部 地域福祉課 TEL 072-740-1174

◆手続に必要なもの

- ・工事見積書
- ・図面
- ・生計中心者の前年分の市・県民税額、所得税額を証明する書類
- ・家主の工事承諾書(借家の場合)
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請書

◆関連する項目

障害者住宅整備資金貸付事業

駐車料金割引

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

◆駐輪場

割引内容・率	定期使用料金の5割減額(但し、減額後、10円未満の端数がある場合は、切り捨てた額とする)
手続先(問い合わせ窓口)	公益財団法人自転車駐車場整備センター TEL 06-6449-0991
手続に必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

◇住所、電話番号

名称	住所	電話番号
川西能勢口駅西	川西市栄町1024-1 (阪急川西能勢口駅高架下)	072-755-1545
川西池田駅北立体	川西市栄根2丁目7-70	072-757-7757
※川西池田駅南第2、川西池田駅北、川西池田駅北第2の各駐輪場は、川西池田駅北立体自転車駐車場管理室にお尋ねください。		
能勢電鉄平野駅	川西市平野3-15-43	072-792-5121
※鼓滝駅、多田駅の各駐輪場は、平野駅自転車駐車場管理室にお尋ねください。		

◆市役所内駐車場

割引内容・率	使用料免除
問い合わせ窓口	市役所4階 総務部 総務課 TEL 072-740-1140
手続に必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
備考	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が自ら運転する場合または同乗している場合が対象。 来庁される度に行かれた最後の窓口で手帳を提示して手続きしてください。

◆ドラゴンランド駐車場

割引内容・率	最初の3時間を使用料免除
問い合わせ窓口	タイムズサービス株式会社 TEL 0120-72-8924
手続に必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
備考	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が自ら運転する場合または同乗している場合が対象。

交通機関等の割引(鉄道)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
[留意事項]		

◆JR

第1種身体障害者手帳所持者または第1種療育手帳(A判定)所持者が介護者と利用するとき

割引内容・率	本人と介護者1人が5割引 ＜割引となる乗車券等の種類＞ 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券(特別急行列車に対する急行回数乗車券を除く)、急行券(特別急行券を除く)
手続先(問い合わせ窓口)	乗車券発売所
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
備考	・障がい者単独で利用する場合は、第2種扱いとなります。 ・大人乗車券を購入する対象者が介護者と共に乗車する場合で、片道100kmまでの普通片道乗車券を購入する場合に限り、自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車できます。

第2種身体障害者手帳所持者または第2種療育手帳(B1、B2判定)所持者が片道100kmを超える区間を利用するとき

割引内容・率	本人のみ5割引 ＜割引となる乗車券等の種類＞ 普通乗車券
手続先(問い合わせ窓口)	乗車券発売所
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
備考	

◆私鉄

第1種身体障害者手帳所持者または第1種療育手帳(A判定)所持者が介護者と利用するとき

割引内容・率	本人と介護者一人が5割引
手続先(問い合わせ窓口)	切符売り場
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
備考	障がい者単独で利用する場合は、第2種扱いとなります。

第2種身体障害者手帳所持者または第2種療育手帳(B1、B2判定)所持者が片道100kmを超える区間を利用するとき

割引内容・率	本人のみ5割引
手続先(問い合わせ窓口)	切符売り場
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳

交通機関等の割引(飛行機・バス・タクシー)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
[留意事項]		

◆国内航空運賃

12歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者

割引内容・率	本人と介護者一人が2割5分引
手続先(問い合わせ窓口)	航空会社支店、営業所、代理店
手続に必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
備考	<p>【日本航空グループ(※1)】 ※1 日本航空グループ: 日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム、フジドリームエアラインズ、新中央航空、アイベックスエアラインズ、東邦航空、オリエンタルエアブリッジ及び天草エアライン</p> <p>【全日本空輸グループ等(※2)】 ※2 全日本空輸、ANAウイングス、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー</p> <p>現在障がい者等に対する航空旅客運賃割引を実施している他の航空運送業者については、直接航空会社へご確認ください。</p>

◆バス運賃

第1種身体障害者手帳所持者または第1種療育手帳(A判定)所持者

割引内容・率	本人と介護者一人が5割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払い時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
備考	介護者が本人と共に割引を受ける場合、【バス介護付】の押印が手帳にされている必要があります。

第2種身体障害者手帳所持者または第2種療育手帳(B1、B2)所持者

割引内容・率	本人のみ5割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払い時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
備考	

◆タクシー

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者

割引内容・率	運賃の1割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払い時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
備考	一部精神障害者保健福祉手帳の取り扱いがない会社がありますのでご注意ください。

交通機関等の割引(有料道路)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A	

◆説明

- ・第1種身体障害者手帳所持者
- ・第1種療育手帳(A判定)所持者

割引内容・率	本人が運転する場合及び本人以外の者が運転する場合、通常料金の半額になります。
--------	--

- ・第2種身体障害者手帳所持者

割引内容・率	本人が運転する場合のみ通常料金の半額になります。
--------	--------------------------

※ ETC利用の有無にかかわらず、割引登録申請が必要となります。

また、ETCを利用される場合、障がい者1人につき1台の登録が必要となります。

登録する自動車の所有者名義は、本人、または配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等に限り、第1種の手帳をお持ちの方で上記の方が自動車を所持していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方の名義でも登録が可能です。

<以下の自動車は対象になりません>

- ・割賦購入(ローン)、または長期リースにより自動車を利用している場合以外で、車検証の「所有者の氏名または名称」欄または「使用者の氏名または名称」欄に法人名が記載されているもの
- ・車検証の「家用・事業用の別/適否」欄に「事業用」と記載されているもの

<申請先>

【オンライン申請(ETCを利用する場合のみ)】

URL <https://www.expressway-discount.jp> QRコード→



【窓口申請(18歳以上)】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【窓口申請(18歳未満)】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400

【ETC割引登録(登録したのに割引されていない等)に関するお問い合わせ】

有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

◆手続に必要なもの

・ETCを利用しない場合

身体障害者手帳または療育手帳、障害者本人の運転免許証(第2種の場合)

・ETCを利用する場合(オンライン申請可能、ETCを利用しない場合の申請を兼ねています)

身体障害者手帳または療育手帳、車検証、割賦契約書またはリース契約書(割賦購入または長期リースの場合)、ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書、障害者本人の運転免許証(第2種の場合)

NHK放送受信料の減免

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]
下の「説明」欄に記載した事項に該当する場合、減免となります。

◆説明

<全額免除>

・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合

<半額免除>

・契約者が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者または聴覚障がい者で世帯主の場合
 ・契約者が障害者手帳を所持する重度の障がい者(身体障がい1～2級、知的障がいA判定、精神障がい1級)で世帯主の場合

※ 受信料免除基準における世帯とは、「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。(放送受信規約第2条第3項)

◆手続(申請)先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成担当) TEL 072-740-1400

※放送受信料免除申請書は、放送受信契約書を兼ねております。

そのため、契約内容等についてのお問い合わせは、
NHK 神戸放送局 経営管理企画センター TEL 078-252-5050 まで。

◆手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・所得の確認ができる書類
 - ※本市に市民税の税務資料がある人は証明書の提出を省略することができます。
- ・印鑑

点字郵便物等の料金割引

◆説明

○点字郵便物・特定録音物等郵便物 …… 無料(3kgまで)

*点字郵便物

点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。

*特定録音物等郵便物

特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便(株)が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設宛てに差し出されるものに限りま

○心身障がい者用ゆうメール・聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック

*心身障がい者用ゆうメール

身体に重度の障がいのある人または知的障がいの程度が重い人と一定の図書館との間で発受されるものに限りま

郵送料

重量	～150g	～250g	～500g	～1kg	～2kg	～3kg
料金	92円	110円	150円	180円	230円	310円

*聴覚障がい者用ゆうパック

聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と日本郵便(株)が指定する施設との間で発受されるものに限りま

郵送料 重量は一律30kgまで

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
料金	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

*点字ゆうパック

郵送料 重量は一律30kgまで

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
料金	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

◆手続(申請)先

日本郵便株式会社 川西郵便局

〒666-8799

川西市栄町13-18 TEL 0570-943-245

携帯電話の料金割引・ふれあい案内(無料番号案内) ・電話リレーサービス

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]
 ・ふれあい案内については障がいの種類・等級による制限があります。
 ・電話リレーサービスについては聴覚や発話に困難がある人が対象となります。

◆説明

○携帯電話の基本使用料等の割引

割引の有無を含め、詳しくは各電話会社にお問い合わせください。

○ふれあい案内(無料番号案内)

無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。利用を希望される場合は事前の登録が必要です。

<対象>

- ・視覚障がい者:1～6級
- ・肢体障がい者:1級・2級
- ※ただし、上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に限る
- ・聴覚障がい者:2級・3級・4級・6級
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい者:3級・4級
- ・療育手帳所持者:A・B1・B2
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者:1～3級

<申請に関する問い合わせ>

ふれあい案内事務局

TEL 0120-104174

FAX 0120-104134

※受付時間は、午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)

○電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある人(聴覚障がい者等)と、きこえる人(聴覚障がい者等以外の人)との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。利用を希望される場合は事前の登録が必要です。

<対象者>

聴覚や発話に困難がある人(聴覚障がい者、難聴者、発話困難者)

<申請に関する問い合わせ>

一般財団法人日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター

TEL 03-6275-0912

※受付時間は、午前9時30分～午後5時(年末年始を除く)

※電話での問い合わせが難しい人は、ホームページ内の

「お問い合わせフォーム」または「手話・文字チャット」をご活用ください。

ホームページはこちら



税の控除(所得税)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)が所得税の納税義務者本人 障がい者(児)が所得税の納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
[留意事項]		

◆説明

○一般障害者控除

【対象者】

- ・3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・知的障がい者と判定された人(療育手帳:B1、B2)
- ・2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

所得金額から27万円が控除されます。

○特別障害者控除

【対象者】

- ・1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳:A)
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

所得金額から40万円が控除されます。

(控除対象となる配偶者または扶養親族が同居特別障害者の控除額は75万円となります)

詳しくは税務署へお問い合わせください。

◆手続(申請)先

伊丹税務署

〒664-8505

伊丹市千僧1丁目47-3 TEL 072-779-6121

税の控除・減免「市県民税・軽自動車税(種別割・環境性能割)」

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]

軽自動車税(環境性能割)の減免手続きは、当分の間 神戸県税事務所軽自動車税審査課で実施します。

◆説明

○市県民税

(1)非課税

障がい者・障がい児が納税義務者本人であり、次の条件に該当する場合は、非課税となります。

令和4年度・・・前年(令和3年分)の合計所得金額が135万円以下

*合計所得金額とは、障害者控除などの各種所得控除を差し引く前の金額で、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

(2)一般障害者控除

【対象者】

- ・3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・知的障がい者と判定された人(療育手帳:B1、B2)
- ・2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】所得金額から26万円が控除されます。

各種手帳を持っている方が納税義務者本人以外の場合は以下の通りとなります。

- ・一般障がい者を扶養している納税義務者の合計所得金額から26万円が控除されます。

(3)特別障害者控除

【対象者】

- ・1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳:A)
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】所得金額から30万円が控除されます。

各種手帳を持っている方が納税義務者本人以外の場合は以下の通りとなります。

- ・特別障がい者を扶養している納税義務者の合計所得金額から30万円が控除されます。(同居されている場合は53万円が控除されます。)

○軽自動車税(種別割)の減免

【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【条件】

障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するもの

【手続に必要なもの】

- ・障害者手帳
- ・運転免許証

【申請期限】

納期限の7日前まで

◆手続(申請)先

○市県民税の控除・軽自動車税(種別割)の減免

市役所2階 総務部 市民税課 TEL 072-740-1132

○軽自動車税(環境性能割)の減免

神戸県税事務所軽自動車税審査課 TEL 078-822-6050

*手続きに必要なものや申請期限についての問い合わせも上記連絡先へお願いします。

税の控除・減免「自動車税種別割・自動車税環境性能割 ・軽自動車税環境性能割」

◆ 対象となる人

減免申請をする前に、必ず県税事務所にご確認をお願いします!

自動車の運転・所有形態や取得時期により、減免対象にならない場合や、減免申請の場所・時期が異なる場合があります。必ず事前に県税事務所にお問い合わせください。

障がいの種類	等級	適用	減免を受けることができる金額
身体障がい		障がいの等級・部位の基準が詳細に定められていますので、県税事務所にお問い合わせください。	全額または2分の1(減免限度額の範囲内で、等級や状況に応じて相違) ※減免額を超える部分についてはご負担いただきます。
知的障がい	A・B1	生計を一にする親族(6親等内血族及び3親等内姻族)が本人のために運転する場合	
精神障がい	1級	同上	

【留意事項】

手帳を交付申請中の人は対象となりませんので、ご注意ください。
戦傷病者手帳を交付されている人は、手帳の内容等により、対象になる場合があります。
なお、令和元年10月より自動車税は「自動車税種別割」に名称が変更され、自動車取得税は廃止となり「自動車税環境性能割」、「軽自動車税環境性能割」が創設されました。

◆ 説明

＜減免の対象となる自動車＞

障がい者の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車の対象となります。

- 障がい者またはその人の親族で生計を一にする人が取得または所有し、運転する自動車
- 障がい者のみの世帯の人が取得または所有する自動車で、その人を常時介護する人が運転する自動車

※施設入所・入院中など、障がい者のために、もっぱら使用しない場合は、対象となりません。

※減免できる自動車は障がい者1人に対して1台(軽自動車・バイク・原付を含む)です。

※自動車税種別割の減免を申請できる人は、申請する自動車について、今年度分の自動車税種別割の納税義務のある人です。
※自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の減免申請は、自動車の登録をするときに申請ができます。登録後に申請されても、減免を受けることはできません。

◆ 手続(申請)先

- ・自動車税環境性能割(新しく自動車を購入[取得]する場合)

神戸県税事務所 自動車税審査・納税証明課 TEL 078-441-0305(軽自動車除く)

- ・軽自動車税環境性能割(新しく軽自動車を購入[取得]する場合)

神戸県税事務所 軽自動車税審査課 TEL 078-822-6050(軽自動車)

- ・自動車税種別割(既に所有している自動車について新たに自動車税種別割の減免を受ける場合)

伊丹県税事務所 TEL 072-785-7451

※年度途中(2月末まで)の減免申請も可能です。ただし、申請の翌月分からの月割相当の減免になります。

◆ 手続に必要なもの

- ・障害者手帳(原本)
- ・運転免許証(原本)
- ・住民票(障がい者、所有者、運転者分)
- ※コピー不可、当該年度に発行された3か月以内で続柄の記載のあるもの
- ・扶養関係確認書類(障がい者と所有者・運転者が別居の場合に必要)
- ※コピー不可
- ・自動車税等に係る常時介護申立書(障がい者のみの世帯が所有または取得し、介護者が運転する場合に必要)

【既に減免をうけている自動車を乗り換えられる場合】

- ・新たな自動車の減免申請時までに既減免車の移転・抹消登録が行われていることが確認できる書類(車検証等) ※コピー可

※申請される方の状況によっては、上記のほかに必要な書類がありますので、県税事務所へお問い合わせください。

税の控除(相続税)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

障がい者・障がい児が相続により財産を取得する場合、控除が受けられます。

○一般障害者控除

【対象者】

- ・3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・知的障がい者と判定された人(療育手帳:B1、B2)
- ・2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

85歳に達するまでの年数に10万円(※1)を乗じた金額を相続税額から控除します。

(※1) 平成27年1月1日以後に相続を開始される場合の控除額

○特別障害者控除

【対象者】

- ・1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳:A)
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

85歳に達するまでの年数に20万円(※2)を乗じた金額を相続税額から控除します。

(※2) 平成27年1月1日以後に相続を開始される場合の控除額

詳しくは税務署へお問い合わせください。

◆手続(申請)先

伊丹税務署

〒664-8505

伊丹市千僧1丁目47-3 TEL 072-779-6121

税の控除・減免(個人事業税・マル優)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

【留意事項】
税目ごとに対象者が異なりますので、ご注意ください。

◆説明

○個人事業税

【対象者・条件】

あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を行うもので、両眼の視力を喪失した人および万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の視力障害のある人は、個人事業税の課税対象外となります。

詳しくは県税事務所へお尋ねください。

【手続き(申請)先】

伊丹県税事務所 TEL 072-785-9417

○障がい者等のマル優等

(1)障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障がい者等のマル優)

非課税の対象:預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券です。非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

(2)障がい者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障がい者等の特別マル優)

非課税の対象となる貯蓄は国債及び地方債です。非課税となるのは、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子です。これは障がい者等のマル優とは別枠になっています。

*上記のいずれも対象は、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人です。申請手続き等の詳細につきましては、金融機関、証券会社等にお問い合わせください。